

大阪市交通政策基金条例案

(設置)

第1条 本市における交通政策の推進を図る資金に充てるため、大阪市交通政策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金に属する財産)

第2条 基金に属する財産は、本市が高速鉄道事業及び中量軌道事業を廃止する際に高速鉄道事業会計から拠出される現金その他一般会計からの繰入金をもって充てる。

(有価証券による運用)

第3条 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 本市が出資を行い設立した株式会社が本市から引き継いで運営する本市の高速鉄道事業及び中量軌道事業の廃止に係る鉄道事業及び軌道事業並びに大阪シティバス株式会社が本市から引き継いで運営する本市の自動車運送事業の廃止に係る自動車運送事業(以下これらを「交通事業」という。)における安全対策及びサービスの改善に係る施策等に関する臨時的又は投資的な経費の財源に充てるとき
- (2) その他交通事業の維持及び発展のための施策に要する経費の財源に充てるとき

(施行の細目)

第6条 基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成29年 2月14日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

本市における交通政策の推進を図る資金に充てるための基金を設置するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。